

報告第 26 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の
一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

国の「保育所等整備交付金交付要綱」の基準額等の一部改正に伴い別表の算定基準等を変更したため報告する。

小城市告示第 110 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱（平成 28 年小城市告示第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「保育所等整備交付金交付要綱（令和元年 6 月 6 日付け厚生労働省発子 0606 第 2 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）」を「保育所等整備交付金交付要綱（平成 30 年 5 月 8 日付け厚生労働省発子 0508 第 1 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

整備区分	基準額（ア）	基準額（イ）
(1) 保育所等の創設、 増築又は増改築	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表 1—1（算定基準）及び別表 2—1（交付基準額表）で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表 1—1（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に 4 分の 3 を乗じた額
(2) 保育所等の改築又は老朽民間児童福祉施設整備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表 1—1（算定基準）及び別表 2—2（交付基	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表 1—1（算定基準）で定める対象経費の実支

	準額表) で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(3) 保育所等の大規模修繕等	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-2(算定基準)で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-2(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(4) 保育所機能部分の創設、増築、増改築、改築又は老朽民間児童福祉施設整備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-3(算定基準)及び別表2-5(交付基準額表)で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-3(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(5) 保育所機能部分の大規模修繕等	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-4(算定基準)で定める基準により算出	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-4(算定基準)で定める対象経費の実支

	した基準額	出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(6) 小規模保育事業所の創設、増築又は増改築	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-5(算定基準)及び別表2-8(交付基準額表)で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-5(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(7) 小規模保育事業所の改築又は老朽民間児童福祉施設整備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-5(算定基準)及び別表2-9(交付基準額表)で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-5(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(8) 小規模保育事業所の大規模修繕等	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-6(算定基準)で定める基準により算出	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-6(算定基準)で定める対象経費の実支

	した基準額を合計した交付基礎額	出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(9) 保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-7(算定基準)で定める基準により算出した基準額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-7(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(10) 保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-8(算定基準)で定める基準により算出した基準額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-8(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱（平成28年小城市告示第120号）新旧対照表

現行			改正後（案）																				
<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、<u>保育所等整備交付金交付要綱（令和元年6月6日付け厚生労働省発子0606第2号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）第4に掲げる施設をいう。</u></p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>基準額（ア）</th> <th>基準額（イ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 保育所等の新設、 修理、改造又は整 備</td> <td>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—1（交付基準額表）で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額</td> <td>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>(2) 保育所機能部分の 新設、修理、改造 又は整備</td> <td>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—3（算定基準）及び別表2—5（交付基準額表）で定める基準によ</td> <td>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—3（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他</td> </tr> </tbody> </table>			整備区分	基準額（ア）	基準額（イ）	(1) 保育所等の新設、 修理、改造又は整 備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—1（交付基準額表）で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額	(2) 保育所機能部分の 新設、修理、改造 又は整備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—3（算定基準）及び別表2—5（交付基準額表）で定める基準によ	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—3（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他	<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、<u>保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）第4に掲げる施設をいう。</u></p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>基準額（ア）</th> <th>基準額（イ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 保育所等の創 設、増築又は増 改築</td> <td>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—1（交付基準額表）で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額</td> <td>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>(2) 保育所等の改築 又は老朽民間児</td> <td>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—2</td> <td>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算</td> </tr> </tbody> </table>			整備区分	基準額（ア）	基準額（イ）	(1) 保育所等の創 設、増築又は増 改築	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—1（交付基準額表）で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額	(2) 保育所等の改築 又は老朽民間児	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—2	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算
整備区分	基準額（ア）	基準額（イ）																					
(1) 保育所等の新設、 修理、改造又は整 備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—1（交付基準額表）で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額																					
(2) 保育所機能部分の 新設、修理、改造 又は整備	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—3（算定基準）及び別表2—5（交付基準額表）で定める基準によ	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—3（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他																					
整備区分	基準額（ア）	基準額（イ）																					
(1) 保育所等の創 設、増築又は増 改築	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—1（交付基準額表）で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額																					
(2) 保育所等の改築 又は老朽民間児	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算定基準）及び別表2—2	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—1（算																					

	り算出した基準額を合計した交付基礎額	の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額	童福祉施設整備	(交付基準額表) で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	定基準) で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
(3)	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—5(算定基準)及び別表2—8(交付基準額表) で定める基準により算出した基準額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—5(算定基準) で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額			
	小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備				
(4)	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—7(算定基準) で定める基準により算出した基準額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—7(算定基準) で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額	(3)	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—2(算定基準) で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—2(算定基準) で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
	保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備				
(5)	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—8(算定基準) で定める基準により算出した基準額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—8(算定基準) で定める対象経費の実支出額と、	(4)	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—3(算定基準)及び別表2—5(交付基準額表) で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—3(算定基準) で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その
	保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係				

る整備	した基準額	総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額			他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
			(5) 保育所機能部分の修理	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-4(算定基準)で定める基準により算出した基準額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-4(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額
			(6) 小規模保育事業所の創設、増築又は増改築	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-5(算定基準)及び別表2-8(交付基準額表)で定める基準により算出した基準額を合計した交付基礎額	工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1-5(算定基準)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に

		4分の3を乗じた額
(7) 小規模保育事業 所の改築又は老 朽民間児童福祉 施設整備	工事請負契約等を締結する単位 ごとに、国交付要綱別表1―5 (算定基準)及び別表2―9 (交付基準額表)で定める基準 により算出した基準額を合計し た交付基礎額	工事請負契約等を締結 する単位ごとに、国交 付要綱別表1―5(算 定基準)で定める対象 経費の実支出額と、総 事業費から寄付金その 他の収入額を控除した 額を比較していずれか 少ない方の額の合計に 4分の3を乗じた額
(8) 小規模保育事業 所の大規模修繕 等	工事請負契約等を締結する単位 ごとに、国交付要綱別表1―6 (算定基準)で定める基準によ り算出した基準額を合計した交 付基礎額	工事請負契約等を締結 する単位ごとに、国交 付要綱別表1―6(算 定基準)で定める対象 経費の実支出額と、総 事業費から寄付金その 他の収入額を控除した 額を比較していずれか 少ない方の額の合計に 4分の3を乗じた額
(9) 保育所等、保育	工事請負契約等を締結する単位 ごとに、国交付要綱別表1―7	工事請負契約等を締結 する単位ごとに、国交

<p>所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備</p>	<p>(算定基準) で定める基準により算出した基準額</p>	<p>付要綱別表1—7(算定基準) で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額</p>
<p>(10) 保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備</p>	<p>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—8(算定基準) で定める基準により算出した基準額</p>	<p>工事請負契約等を締結する単位ごとに、国交付要綱別表1—8(算定基準) で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じた額</p>